

1. はじめに

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

羽沢横浜国大駅周辺地区では、平成20年より、保土ヶ谷区常盤台地区連合町内会、常盤台地域ケアプラザや横浜国立大学で構成される「常盤台ワークショップ」にて「老後も住み続けられる常盤台地区のまちづくり」を目指し、地域主体のワークショップが継続的に行われています。それらの活動の中で、令和元年11月の羽沢横浜国大駅開業を契機に保土ヶ谷区常盤台地区を中心に和田・釜台地区、神奈川区羽沢地区も加わり、地域のバリアフリーに関する検討が行われました。この検討内容をもとに、バリアフリー法第27条に基づいた「基本構想の作成等提案制度」※1による提案書が横浜市に提出されました。

本地区の羽沢横浜国大駅は、相鉄・JR直通線（令和元年11月）、相鉄・東急直通線（令和5年3月）の開業により東京都心部までのアクセスが向上するとともに、駅周辺については約2.2haの敷地に駅・商業施設・レジデンス・防災広場等が一体となった開発が予定されています。これらの開業・開発に伴い、当該地区は駅や生活関連施設の利用者の増加が今後見込まれるため、駅周辺地区における生活関連施設間の移動等の円滑化を図る必要があります。これらのことから、地域で十分に検討されてきた経緯も踏まえ、駅開業を契機に、横浜市として令和4年5月に当該地区を対象とした「羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想」を作成しました。

今回、この新たな基本構想の実現に向け、「羽沢横浜国大駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

※1 基本構想の作成等提案制度：

提案制度は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【通称：バリアフリー法】」に基づき、バリアフリー基本構想の素案を作成して、横浜市に対して提出することで、基本構想の新規作成や既存の基本構想の変更を提案することができる制度。